

仕 様 書

- 1 件 名 A E D（自動体外式除細動器）等の賃貸借及び保守
（小学校・中学校・幼稚園）（長期継続契約）
- 2 借入期間 令和8年12月1日～令和13年11月30日（60ヶ月）
ただし、借入場所への納入は令和8年11月30日までに行うこと
- 3 借入場所 世田谷区立若林小学校ほか90校および三島・中町幼稚園ほか5園、
中丸小新BOP・松丘小新BOP

※場所の詳細は別紙「A E D設置場所一覧」のとおり
※三島・中町幼稚園及び松丘・桜丘幼稚園については、令和9年4月に名称と住所変更がある。賃貸人は移設を行い、引き続き賃貸借及び保守を実施すること
詳細は別紙「A E D設置場所一覧」の※のとおり
- 4 品名・数量 ①自動体外式除細動器（以下「A E D」という）
191台
②付属品一式（5 機器仕様（2）に記載のとおり）
各191セット

※設置台数等の詳細は別紙「A E D設置場所一覧」のとおり
※全ての借入場所に同一品を納入すること

5 機器仕様

（1）A E Dは以下の条件を満たすこと

- ① 本体サイズ(収納ケース含む)は既存収納ボックススタンド内に入るものであること。※収納ボックス内寸 高さ380mm×幅255mm×奥行135mm
尚、収納した状態でAED本体のインジゲーターランプの確認が可能であること。
- ② 質量 3.0kg以下(パッド及びバッテリー含む)
- ③ 電極パッド 1回限りの使い捨て
- ④ 救急蘇生法ガイドライン2020に適合する機器であること。
- ⑤ 医療機器として『「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性確保等に関する法律」(以下、「薬機法」という。)]の承認を得ていること。
- ⑥ 非医療従事者の使用が認められる機器であること。
- ⑦ 日本語の音声ガイダンスによる操作説明があること。
- ⑧ 即時使用ができるように電極パッドがA E D本体に装着されていること。
- ⑨ 種々の体形や体位に対応可能な2枚に分かれた電極パッドであること。
- ⑩ 二相性波形除細動器であること。
- ⑪ セルフチェック機能(毎日)を有し、機器に異常や不具合があった場合は、音声あるいはアラーム音等で警告する機能を有していること。
- ⑫ 使用時の心電図波形データを保存できること。
- ⑬ 防塵・防水性の機能を有すること。(I P 5 5以上)
- ⑭ バッテリー交換時には、自動的にセルフチェックテストを実施すること。
- ⑮ 日本語と英語のバイリンガル対応が可能なこと。
- ⑯ 音声ガイドで指示する動作が、イラスト等でわかりやすく表示されること。
- ⑰ ショックボタンを有さないこと(オートショックA E D)。
- ⑱ 騒音が大きい環境での操作サポートが可能となるように、ガイダンスの音量および周波数を自動で調節する機能を有する、またはディスプレイにイラスト・メッセージを表示できること。

【参考機種】

カルジオライフAEDー3200 日本光電工業株式会社製)

ライフバックCR2オートショック (日本ストライカー株式会社製)

ベネハートC2オート (フクダ電子株式会社製)

上記に示した規格を満たす参考機種または参考機種と同等 (もしくはそれ以上) の機能を有する製品 (以下: 同等品) を納入すること。なお、同等品を納入する予定の場合は、あらかじめ本件の入札手続きにおいて、入札説明書に定める質疑応答により必ず質問締切日までに同等品の承認申請を質問として提出し、区担当課の了承を得ること。

(2) 付属品 AED本体1台に対し、次の付属品 (未使用) を要する。

- ① バッテリパック (本体内蔵待機状態で4年以上の寿命を確保することとし、充電式でないものとする) 1本
- ② 使い捨て電極パッド (小児用・成人用共通に対応可能なもの) 2組
キャリングバッグに収納すること。
- ③ 救急セット (衣類用切除用ハサミ・脱毛用具・ディスポタオル・
蘇生用マウスピース・感染防止用手袋など) 1式
※キャリングバッグに収納すること
- ④ 取扱説明書及び簡易説明書 (日本語) 各1冊
- ⑤ 設置表示ラベル又はシール 1組
- ⑥ キャリングバック 1個

6 保守内容

- (1) 常にAEDが正常に使用できる状態を保つこと。
- (2) 付属品のバッテリパック・電極パッドについて、定期交換及び機器使用後の交換にかかる費用を契約金額に含むものとする。
バッテリパックと電極パッドの定期交換について、使用期限が切れる前に区担当課へ連絡を行い、使用期限内に交換を完了させること。
電極パッド定期交換の際、据置台の蓋開放時警報装置のボタン電池 (LR44) も交換すること。
救急セットについては、機器使用に伴って使用した場合に限り、賃貸人の負担で交換するものとする。
機器使用に伴う付属品交換について、区担当課又は学校等より依頼があった後、2週間以内に納入すること。
- (3) 付属品の交換日時などについては、事前に区担当課と協議し決定すること。
- (4) 付属品のうち、バッテリパックと電極パッドについては、交換の都度、外部から内容を安易に確認できるところに、次回交換時期を表示したラベルを取り付けること。
- (5) 機器に故障、破損等の欠陥が生じた場合は、東京都内に設置されているメーカーのサービス拠点の担当者が速やかに正常な状態に回復させること。また、速やかな回復が困難であるときは、代替品の提供等、必要な措置を講ずること。
- (6) メーカーによる販売停止等、機器が使用に適さなくなる事由が生じた場合は、代替品の提供等、必要となる回復措置を賃貸人の負担で行うこと。
- (7) 保守料は本契約に含むものとする。

7 AED等の設置

- (1) AED等の搬入・搬出・設置 (取付費含む)・移設及び撤去に係る一切の費用は契約金額に含まれるものとする。
- (2) AED等の納入・設置については、区担当課と別途協議すること。
- (3) AED等の設置時に全ての施設で学校職員に対し賃貸人が取扱及び操作説明をすること。

- 8 支払方法 借入期間開始後、各月ごとに検査合格後、請求に基づき支払う。(60回)
- 9 長期継続契約 世田谷区は契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- 10 その他
- (1) AEDの修理に当たっては、保守・修理作業が可能な修理業（薬機法第40条の2第1項）を取得している者が行うこと。なお、賃貸人が薬機法に基づく修理業の許可を取得していない場合は、別に保守を行う会社を定め、契約後、直ちに届出を行うこと。
 - (2) 消耗品の交換日時等については、事前に区担当課に日程表を提出し協議すること。
 - (3) AEDの納入・撤去完了後、又定期交換時及び修理対応時には以下①②の事項が記載してある書面（写し可）を、各施設の職員（副校長か養護教諭が望ましい）から確認印又はサインをもらい提出すること。
 - ①作業内容・完了の報告
 - ②消耗品の次回交換時期
 - (4) AED本体は、メーカーによる5年以上の保証を有するものとし、保証期間を証明する書面（保証書の写し等）を区担当課へ提出すること。
 - (5) 施設の移転等の理由により、設置箇所が変更になった場合も賃貸人は契約の変更について協議に応じ、引き続き賃貸借及び保守管理を行うこと。
 - (6) AED（付属品含む）は、借入期間開始日から使用できるように事前に区担当課に日程表を提出し協議してから各場所に搬入・設置すること。また、納品作業前に納品先の各設置場所の職員に事前連絡をすること。
 - (7) AEDの設置箇所については、区担当課より指示をする。
 - (8) 消耗品の交換時期が外部から容易に確認できるところに表示されていること。
 - (9) 賃貸人は、作業中の事故及び建物や備品等の損傷防止に十分注意すること。また、建物や備品等の損傷が発生した場合は、その都度当該設置場所及び区担当課へ書面にて報告し賃貸人が弁償すること。
 - (10) 仕様書に定めのない事項及びその他不明な点については、区担当課と協議すること。

担当 世田谷区教育委員会事務局
学校健康推進課学校健康推進係
TEL：03-5432-2693
FAX：03-5432-3029

AED設置場所一覧

別紙

No	小学校名	設置台数	住所	学校℡	学校FAX
1	若林	2	若林5-27-18	3413-0654	3413-0770
2	三宿	2	三宿1-12-6	3411-8456	3411-7560
4	太子堂	2	太子堂5-7-4	3413-4621	3413-4799
5	桜	2	世田谷2-4-15	3420-5381	3420-5626
6	桜丘	2	桜丘1-19-17	3429-1375	3429-1339
7	代沢	2	代沢5-1-10	3413-4551	3413-5665
9	多聞	2	三宿2-26-11	3413-2026	3413-4094
10	世田谷	2	宮坂1-38-4	3420-7241	3420-8137
11	松沢	2	赤堤4-44-22	3323-0441	3323-9293
12	駒沢	2	駒沢2-10-6	3424-0855	3424-1701
駒沢(第2校舎)		1	駒沢2-26-4		
13	旭	2	野沢1-4-3	3424-1337	3424-1251
14	中里	2	三軒茶屋1-4-1	3422-7474	3422-7577
15	松原	2	松原5-43-26	3322-0191	3322-4351
17	上北沢	2	上北沢4-22-29	3302-0485	3302-7351
18	駒繫	2	下馬1-42-12	3424-0820	3424-2622
19	池之上	2	代沢2-42-15	6416-8073	6416-8414
20	経堂	2	桜上水1-23-3	3420-3278	3420-2903
21	弦巻	2	弦巻1-9-18	3428-0187	3428-0965
22	山崎	2	梅丘3-9-1	3420-7341	3420-8278
23	中丸	2	野沢3-34-16	3424-4422	3424-4990
24	代田	2	代田4-2-3	3323-3761	3323-9343
25	三軒茶屋	2	三軒茶屋2-42-1	3421-2195	3421-2751
26	赤堤	2	赤堤1-41-24	3323-0291	3323-9751
27	松丘	2	弦巻3-23-12	3429-4278	3429-5627
28	池尻	2	池尻2-4-10	3424-2410	3424-2152
29	笹原	2	桜丘5-19-1	3428-8383	3428-8535
31	城山	2	梅丘2-1-11	3429-2047	3429-2049
32	深沢	2	新町1-4-24	3428-1366	3428-8765
33	玉川	2	中町2-29-1	3703-1601	3703-1688
34	京西	2	用賀4-27-4	3700-1128	3700-1399
35	二子玉川	2	玉川4-6-1	3700-5531	3700-6588
36	八幡	2	玉川田園調布2-17-15	3721-8991	3721-8990
37	奥沢	2	奥沢3-1-1	3727-3535	3727-1398
38	尾山台	2	尾山台3-11-1	3701-2183	3701-2355
39	東深沢	2	深沢3-7-1	3703-1606	3703-1780
40	東玉川	2	奥沢1-1-1	3720-4211	3720-4621
41	桜町	2	用賀1-5-1	3703-0161	3703-0166
42	九品仏	2	奥沢8-12-1	3703-0458	3703-0630
43	瀬田	2	瀬田2-15-1	3700-3345	3700-3352
44	等々力	2	等々力7-26-1	3702-2185	3702-2188
45	用賀	2	上用賀6-14-1	3428-8391	3428-8856
46	中町	2	中町4-23-1	3703-0651	3703-0691
47	玉堤	2	玉堤2-11-1	3701-1536	3702-7951
48	烏山	2	給田1-2-1	3300-6158	3300-6199
49	塚戸	2	千歳台6-7-1	3300-5166	3300-5174
50	祖師谷	2	祖師谷3-49-1	3482-2467	3482-2432
51	砧	2	喜多見6-9-1	3417-4477	3417-4484
52	明正	2	成城3-3-1	3415-5591	3415-5940
53	烏山北	2	北烏山6-3-1	3300-5764	3300-5785
54	八幡山	2	八幡山1-14-1	3302-2618	3302-4064
55	芦花	2	粕谷2-22-1	3303-3301	3303-6431
56	船橋	2	船橋4-41-1	3482-2367	3482-2317
57	砧南	2	鎌田4-3-1	3417-2378	3417-4943
58	給田	2	給田4-24-1	3308-5671	3308-5797
59	山野	2	砧6-7-1	3417-3322	3417-3348
60	千歳	2	成城9-6-1	3482-3153	3482-3466
61	喜多見	2	喜多見3-11-1	3416-8232	3416-8284
62	武蔵丘	2	北烏山1-47-11	3308-6722	3308-6773
63	希望丘	2	船橋4-9-1	3484-1972	3484-1878
64	千歳台	2	千歳台4-24-1	3482-0335	3482-0757
65	下北沢	2	大原1-4-6	3468-0291	3468-6974

123

No	中学校名	設置台数	住所	学校℡	学校FAX
102	太子堂	2	太子堂3-27-17	3413-0810	3413-1332
103	桜丘	2	桜丘2-1-39	3429-6203	3429-6385
104	松沢	2	桜上水4-5-2	3303-7381	3303-7151
105	駒沢	2	駒沢2-39-25	3422-7401	3422-7899
106	北沢	2	北沢5-12-3	3468-2501	3468-7549
107	緑丘	2	桜上水3-19-12	3303-7332	3303-7581
108	駒留	2	下馬4-18-1	3424-3070	3424-3641
109	梅丘	2	松原6-5-11	3322-7491	3322-7443
110	桜木	2	桜1-48-15	3420-0149	3420-0763
112	富士	2	代沢1-23-17	3414-5174	3414-5902
115	弦巻	2	弦巻1-42-22	3428-8381	3428-8537
116	奥沢	2	奥沢1-42-1	3726-2561	3726-2597
117	八幡	2	等々力6-4-1	3701-2161	3701-2164
118	玉川	2	中町4-21-1	3701-7128	3701-7173
119	瀬田	2	瀬田2-17-1	3700-6900	3700-6560
120	深沢	2	新町1-26-29	3703-0158	3703-2733
121	尾山台	2	尾山台3-27-23	3701-1171	3701-1195
122	用賀	2	上用賀5-15-1	3700-5600	3700-5568
123	東深沢	2	深沢4-18-28	3703-0151	3703-0156
124	砧	2	成城1-10-1	3417-2367	3417-2380
125	烏山	2	南烏山4-26-1	3300-6361	3300-6363
126	千歳	2	千歳台6-15-1	3300-7361	3300-7370
127	芦花	2	粕谷2-22-2	3302-2571	3302-7491
129	上祖師谷	2	上祖師谷7-10-1	3308-9683	3308-9778
130	砧南	2	鎌田3-13-20	3417-6791	3417-6799
131	喜多見	2	喜多見4-20-1	3417-4971	3417-4963
133	三宿	2	太子堂1-3-43	3413-4511	3413-4409
134	世田谷	2	梅丘3-8-1	3420-7173	3420-7175
135	船橋希望	2	船橋4-20-1	3484-3741	3484-3745
136	北沢学園	2	北沢4-32-30	6416-8659	6416-8840

60

No	幼稚園名	設置台数	住所	園℡	園FAX
202	三島・中町	1	深沢5-11-5	3703-0213	3703-0213
204	給田	1	給田4-7-11	3308-2790	3308-2790
207	多聞	1	三宿2-25-9	3413-7612	3413-7612
208	松丘・桜丘	1	弦巻5-21-10	3426-5453	3426-5453
209	砧	1	喜多見6-9-11	3416-8630	3416-8630
210	八幡山	1	八幡山1-27-25	3302-5707	3302-5707

6

No	新BOP名	設置台数	住所	℡	FAX
★	中丸小新BOP	1	野沢3-33-12	3424-3022	-
★	松丘小新BOP	1	弦巻3-16-10	3429-3978	-

2

【小学校61校(123台)、中学校30校(60台)、幼稚園6園(6台)、新BOP2箇所(2台) 計191台】

※三島・中町幼稚園と松丘・桜丘幼稚園は、令和9年4月より名称と住所が下記のとおり変更になる予定。
賃貸人は移設を行い、引き続き賃貸借及び保守を実施すること。
移設時期については、区担当課より別途指示をする。

三島幼稚園

(仮称)たまがわのもり幼稚園 新住所:中町4-38-21

松丘幼稚園

(仮称)さくらのおか幼稚園 新住所:桜丘5-2-19